

甲賀市地域防災計画（原子力災害対策編）修正概要

令和 4 年 3 月
総合政策部危機管理課

滋賀県知事公室防災危機管理局や甲賀広域行政組合消防本部の意見等に基づき、下記のとおり軽微な修正を行うもの。

記

主な修正内容	該当頁
環境放射線モニタリング車により収集したデータは環境放射線に含まれること、環境防災Nネットは現在存在しないことから削除。	原子力災害対策編 P 2 8
災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正により、「避難勧告又は避難指示」という表現を「避難指示」に一本化。	原子力災害対策編 P 4 4・7 6・7 7
平成 2 9 年に放射性同位元素等による「放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）」が「放射性同位元素等の規制に関する法律（放射性同位元素等規制法）」に改称されたことの反映。	原子力災害対策編 P 6 6
長浜市からの広域避難に伴い開設する「一時滞在場所」について、『原子力災害に係る滋賀県広域避難計画』や『長浜市広域避難計画』の記載に合わせ、「拠点避難所」という名称に置換し、表現の統一により他機関との連携の円滑化を図るもの。	原子力災害対策編 P 5 7 ~ 6 1